【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区における入国届出申告段階の貨物通関書手続きの簡素化に関する公告

【発布機関】上海税関/上海出入国検査検疫局

【発布番号】2014 年第 4 号

【発布日】2014.4.11

【実施日】2014.4.11

【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

中国(上海)自由貿易試験区における入国届出申告段階の

貨物通関書手続きの簡素化に関する上海税関、上海出入国検査検疫局の公告

中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)における出入国貨物の通関の利便化を推進するため、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案公布に関する国務院の通知」(国発[2013]38 号)の関連要求に基づき、上海税関、上海出入国検査検疫局は、試験区内における入国届出申告段階の貨物通関書手続きを簡素化することを決定し、ここに以下のとおり関連事項を公告する。

一、上海の各通関地から入国し、直接試験区に運び込まれる入国届出保税貨物については、 入国届出申告段階において、上海出入国検査検疫局は以後、入国貨物通関書の発給又は入 国貨物届出リストへの署名捺印を行わず、上海税関は以後、入国貨物の通関書又は関連署名 捺印の検査・確認を行わない。

二、上海以外の各通関地から入国し、試験区に運び込まれる入国届出保税貨物については、 その通関書手続きはこれまで通りとする。

本公告は公布の日から施行する。

特にここに公告する。

上海税関

上海出入国検査検疫局

2014年4月11日